

新型コロナウイルス感染症への対応状況

(危機管理部)

1 緊急事態宣言の本県指定（令和2年4月16日）以降の対応状況

月日等	主な内容
4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○国が緊急事態宣言の指定区域を全都道府県に拡大（期間：5/6まで） <ul style="list-style-type: none"> ・本県は、感染拡大防止を重点的に進める「特定警戒都道府県」（東京都等13団体）ではなく、地域の感染状況や社会経済への影響等を踏まえ必要な措置を行う「特定都道府県」（34県）に区分
4月17日 第7回 本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ○「県実施方針」を改正 <ul style="list-style-type: none"> 国の対処方針を踏まえ、県の実施方針を見直し ・県民の外出自粛要請 ・催物等の開催自粛要請 ・県民生活に必要な業務の継続要請 ○「感染症対策専門家会議」の設置を決定
4月23日 第8回 本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ○「県実施方針」を改正 <ul style="list-style-type: none"> 大型連休期間中の多数の来県者による感染拡大を防ぐため、以下の対策を実施することを決定 ・特別措置法に基づき、県が指定した施設に休業要請（期間4/25～5/6） ・休業要請協力事業者への協力金支給制度創設 ・地域の実情を踏まえ、休業要請する市町への交付金制度創設
5月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○国が緊急事態宣言の期間を延長（5/31まで） <ul style="list-style-type: none"> ・特定都道府県（本県含む34県）は、期間延長に当たり、外出の自粛、催物開催や施設使用の制限等の内容が、従前の対処方針よりも緩和
5月5日 第9回 本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ○「県実施方針」を改正 <ul style="list-style-type: none"> 国の対処方針を踏まえ、県の実施方針を見直し ・「新しい生活様式」への移行、徹底 ・県民の外出、催物等の開催自粛要請 ・遊興施設等への休業要請の継続と協力金の追加支給（期間5/7～5/17） ・県外からの流入を防止するため、休業要請する市町への交付金支援
5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○国が本県を含む39県の緊急事態宣言を解除 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言から除外された県においても、持続的な感染防止の観点から、一定の条件下での外出の自粛、催物の開催等を要請
5月15日 第10回 本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ○「県実施方針」を改正 <ul style="list-style-type: none"> 国の対処方針を踏まえ、県の実施方針を見直し ・「ふじのくに基準」に基づく6段階の警戒レベルを設定（現在は警戒レベル3と評価） ・休業要請の解除（5/18から） ・「新しい生活様式」への移行、定着 ・外出の自粛：これまでにクラスターが発生しているような施設等への外出は避ける一方、新しい生活様式を徹底した上での外出は可 ・催物等の開催：大規模な催物等は中止・延期を含め慎重な対応を求める一方、少人数のイベント等は、適切な対応を行えば開催は可 ・県境を跨ぐ移動：特定地域など、相対的にリスクの高い都道府県への移動は極力回避する一方、感染状況が本県と同程度の近隣県への移動は可

2 県の休業要請協力金及び市町交付金

(1) 第1期(4月補正分)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県が休業要請した施設のうち、休業に協力した中小企業及び個人事業主に協力金を支給
- ・地域の実情を踏まえ、独自に休業を要請する市町に対し、県が交付金により支援

区 分	県協力金 (担当：危機管理部)	市町交付金 (担当：地域振興局)
補助対象者	県の休業要請に協力する中小企業及び個人事業主（政令市も対象）	市町（政令市も対象）
対象業種	県が休業要請する施設	地域の実情を踏まえ、市町が休業等を要請する施設
具体例	<p>特別措置法施行令に定められた施設のうち、国との協議により認められた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス 等 ○ 遊技施設 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等 ○ 劇場、映画館等 ○ 屋内運動施設 ○ 自動車教習所等、集会・展示施設、生活必需品以外の物品・サービスを提供する商業施設（1,000㎡超のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店 ○ 宿泊施設 ○ 観光関連施設 ○ 小規模商業施設 ほか <p>※特別措置法施行令に定める施設以外のものも可</p>
補助対象経費	—	休業等を実施した事業者に対して市町が交付した経費
補助率	200千円／事業者	1/2 (上限額：200千円／事業者)
対象期間	県が休業要請した日（4月25日）から5月6日まで	市町が交付対象とした日から5月6日まで（遡及可）
予 算	70億円	

(2) 第2期(5月補正分)

- ・政府の緊急事態宣言の延長を受け、国の対処方針に基づき、感染拡大防止の観点から、県が引き続き休業要請した施設のうち、休業に協力した中小企業及び個人事業主に協力金を支給
- ・隣県など県外からの流入を抑制するため、独自に休業を要請する市町に対し、県が交付金により支援

区 分	県協力金 (担当：危機管理部)	市町交付金 (担当：地域振興局)
補助対象者	県の休業要請に協力する中小企業及び個人事業主(政令市も対象)	市町(政令市も対象)
対象業種	県が休業要請する施設	隣県など県外からの流入を抑制するため、県の休業対象施設以外で市町が休業要請する施設
具体例	<p>特別措法施行令に定められた施設のうち、国の対処方針の変更を踏まえ、国との協議により認められた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス等 ○ 遊技施設 マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター等 ○ 屋内運動施設 ボウリング場、スポーツクラブ等 	隣県などからの県外客が多数訪れることが想定される飲食店、宿泊施設等で、市町が指定した施設
補助対象経費	—	休業を実施した事業者に対して市町が交付した経費
補助率	200千円/事業者	1/2 (上限額：200千円/事業者)
対象期間	県が休業要請した日(5月7日)から5月17日まで	市町が交付対象とした日から5月17日まで
予 算	9億6,000万円	

3 体制の強化

(1) 経緯

日付	内容
4月13日	感染拡大に備え、県内の医療体制を確保するため、危機管理部に「専任チーム」を、健康福祉部に「感染症対策チーム」を設置
4月24日	休業要請に伴い、事業者等からの相談及び協力金申請に対応する「休業要請対策チーム」を危機管理部内に設置
5月18日	休業要請の延長に伴い、「休業要請対策チーム」を増員し、体制強化

(2) 専任チームの概要

区分	主な業務内容
危機管理部 「専任チーム」	<ul style="list-style-type: none"> 各部局間の総合調整と対外的な情報発信 対策本部本部員会議等の運営 軽症者の搬送支援、滞在施設の運営支援 ほか
「休業要請対策チーム」	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請に関する事業者等からの問合せ、協力金の申請・交付
健康福祉部 「感染症対策チーム」	<ul style="list-style-type: none"> 調整本部等の会議の運営 医療機関や福祉系施設への医療物資の調達 帰国者・接触者相談センター等相談体制の強化 病床確保などの広域調整の集中管理 軽症者の滞在施設の確保・管理 ほか

(3) 組織図

